

## 小松島市小口融資保証制度の改正について

中小企業者の借入負担を軽減するため、貸付利率を平成21年12月1日から0.10%引き下げています。

### 改正点

貸付利率の引き下げ 年率 2 . 5 0 %      2 . 4 0 % (0.10%引き下げ)

### 制度の概要

目 的	市内の小規模事業者の必要とする小口事業資金の融資の円滑化を図る。
融資対象者	小松島市内に事業所を有し、常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下で、原則として1年以上継続して現事業を営み、市税を完納している中小企業信用保険法第2条第2項に定める法人及び個人
資金使途	運転資金、設備資金
貸付金額	1企業者300万円以内
保証期間	5年以内
貸付利率	年2.40%以内
保証料率	保証料率表記載
返済方法	原則として1年据置の分割返済
担 保	原則として無担保
保 証 人	原則として法人代表者を除いて保証人を徴求しない。 無担保無保証人扱い（特別小口保険）の特例 保証協会所定の無担保無保証人保証制度の対象資格を具備し、かつ、保証協会が認めた場合は、無担保無保証人保証制度（特別小口保険）とすることができる。
取扱金融機関	阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫
申込方法	所定の信用保証委託申込書に必要書類を添えて徳島県信用保証協会又は取扱金融機関へ申込

保証料率（平成21年11月30日現在）

区 分（注1）									割引適用（注2）		責任共有対象 （注3）
									有担保保	中小企業	
1.40	1.35	1.25	1.15	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45			責任共有
0.40（経営安定関連特例7～8号）									-		責任共有
0.40（特別小口保険、経営安定関連特例1～6号）									-		責任共有外

注1) 中小企業者の経営状況等に応じて、制度毎に ~ 段階の保証料率が適用されます

注2) 割引料の摘要欄が「 」の場合

有担保保証：担保提供がある場合、0.10%の割引

中小企業会計：中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認出来る場合は、0.10%の割引

注3) 責任共有制度の保証については、責任共有保証率を記載しています（市では、融資制度をご利用になる際の信用保証料について負担軽減を行っています）

お問い合わせは

小松島市産業振興課（企業振興・商工港湾担当）まで

電話0885-32-3809 ファクシミリ0885-33-0938